

○山形県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（例規通達）

平成25年1月24日

例規（備二）第1号

改正 平成29年3月14日例規（備二）第14号

令和5年3月3日例規（備二）第11号

国内で大規模災害が発生した際における都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助活動については、これまで、山形県警察広域緊急援助隊運営要綱（平成7年8月1日付け例規（備二・交指）第23号）に基づき対応してきたところであるが、東日本大震災の反省、教訓を踏まえ、警察災害派遣隊設置要綱（平成24年5月31日付け警察庁乙備発第3号等）が制定されたことを受け、山形県警察災害派遣隊設置要綱を別添のとおり定め、平成25年1月25日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、山形県警察広域緊急援助隊運営要綱は、平成25年1月25日限り、廃止する。

記

1 趣旨

東日本大震災の反省、教訓を踏まえ、大規模災害発生時における本県警察災害派遣隊の任務、部隊構成、運用等を定めた標記の要綱を制定した。

2 主な内容

- (1) 山形県警察に、山形県警察災害派遣隊を設置することとした。（第3関係）
- (2) 山形県警察災害派遣隊は、即応部隊と一般部隊とで構成することとし、それぞれの編成及び運用について定めた。（第5、第6及び第7関係）

別添

山形県警察災害派遣隊設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、国内において大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する山形県警察災害派遣隊の編成及び運用並びに本県で大規模災害が発生した場合における、他県からの派遣部隊の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- (2) 大規模災害発生時 大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- (3) 被災地等 被災地又は被災が予想される地域をいう。
- (4) 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。
- (5) 派遣元警察 被災地警察に即応部隊又は一般部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第3 設置

山形県警察に、山形県警察災害派遣隊を設置する。

第4 任務

山形県警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) 警察災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- (10) 前各号に掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

第5 部隊の編成

山形県警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊及び大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により編成する。

1 即応部隊の編成

即応部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、当該各号に定める活動を行う。

- (1) 広域緊急援助隊（警備部隊） 被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- (2) 広域緊急援助隊（交通部隊） 交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動

- (3) 広域緊急援助隊（刑事部隊） 検視及び死体見分
- (4) 広域警察航空隊 被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステムによる画像伝送、実況アナウンスによる音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、救助物資の輸送、被災者等の捜索救助及び救援活動に対する支援
- (5) 緊急災害警備隊 被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動
- (6) 機動警察通信隊（東北管区警察局山形県情報通信部が編成する部隊） 被災地等における活動に必要な通信の確保

2 一般部隊の編成

一般部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、当該各号に定める活動を行う。

- (1) 特別警備部隊 被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動
- (2) 特別生活安全部隊 相談・防犯指導活動班による避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）並びに行方不明者情報管理班による行方不明者発見活動に関する規則（平成21年12月国家公安委員会規則第13号）等に基づく、行方不明者相談情報の収集整理
- (3) 特別自動車警ら部隊 警ら用無線自動車による警戒、警ら及び現場広報等の活動
- (4) 特別機動捜査部隊 車両による警戒及び警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査並びに事件発生時における初動捜査等
- (5) 身元確認支援部隊 遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料採取
- (6) 特別交通部隊 被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動
- (7) 支援対策部隊 被災地等に派遣される警察災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料、飲料、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動

第6 即応部隊の編成、運用等

即応部隊（機動警察通信隊を除く。以下同じ。）の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

警察本部長は、あらかじめ次に掲げるところにより、即応部隊の各隊の隊員を指定するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。

(1) 広域緊急援助隊（警備部隊）

機動隊又は管区機動隊の隊員の中から、別表に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(2) 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(3) 広域緊急援助隊（刑事部隊）

統括検視官、検視官等の検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、別表に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(4) 広域警察航空隊

航空隊員の中から、隊員を指定するものとする。

(5) 緊急災害警備隊

管区機動隊の隊員のうち、第1号に規定する部隊の隊員として指定されていない者を指定するものとする。

2 編成

警察本部長は、次に掲げるところにより、即応部隊の各隊を編成するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

前項第1号、第2号及び第3号により指定した者をもって、それぞれ広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

前項第4号により指定した者をもって広域警察航空隊を編成するものとする。この場合において、警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに搜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊

前項第5号により指定した管区機動隊の隊員をもって緊急災害警備隊を編成するものとする。

3 班の設置

警察本部長は、広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとし、その編成基準は別表のとおりとする。この場合において派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

(1) 警備部隊

ア 先行情報班

他の班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

イ 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

ウ 隊本部班

食料、飲料水等の調達、管理及び配付、広報、被災地警察との連絡調整その他各班の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班

他の班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

イ 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制及び担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

ウ 管理班

食料、飲料水等の調達、管理及び配付、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の各班の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(3) 刑事部隊

ア 検視班

遺体安置所における検視又は死体見分に当たる。

イ 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び第5第2項第2号に規定する特別生活安全部隊行方不明者相談情報管理班等と連携して、遺族等への安否情報の提供に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊 おおむね3日間

イ 交通部隊及び刑事部隊 おおむね1週間

(2) 広域警察航空隊 おおむね1週間

(3) 緊急災害警備隊 数日間

5 自活の原則

即応部隊は、被災地における食料、飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとし、次の各号に掲げる部隊は、当該各号に定める活動を行うものとする。

(1) 広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊 指揮所及び宿泊所の設営

(2) 広域緊急援助隊（交通部隊） 宿泊所の設営

6 運用

即応部隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、本要綱のほか、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について」の改正について」（平成31年3月25日付け警察庁丙地発第17号）等によるものとする。

(1) 本県警察が被災地警察に部隊を派遣する場合

警察本部長は、即応部隊を派遣するときは、東北管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の装備資機材を取りそろえるなど部隊を派遣する準備を進めるとともに、当該派遣に関し東北管区警察局に必要な連絡を行うものとする。この場合において、隣接県で大規模災害等が発生した場合は、他都道府県警察から派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

(2) 本県で大規模災害が発生した場合

ア 迅速かつ積極的な援助の要求

警察本部長は、大規模災害が発生した場合、直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

イ 派遣される部隊の運用

警察本部長は、被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

7 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動に伴う二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなど受傷事故防止を徹底するものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊員における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動

被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めるものとし、広報に当たっては、被災地警察との調整を行うものとする。

広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提出等を行うものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底及び地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

8 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

警察本部長は、大規模災害の発生に際して迅速に即応部隊を派遣できるよう、非常召集命令伝達系統図を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 隣接・近接県警察との協議

警察本部長は、隣接する県警察と、通信が途絶した場合等最悪の事態及び地理的条件等を考慮し、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 派遣に備えた計画等の整備

警察本部長は、即応部隊の展開経路及び移動手段、関係機関団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等即応部隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

(4) 関係機関、地方自治体等との連携

警察本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(5) 教養訓練の徹底

警察本部長は、即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(6) 装備資機材の管理等

警察本部長は、即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理しておくものとする。

第7 一般部隊の編成、運用等

一般部隊（支援対策部隊を除く。以下第7において同じ。）の編成、運用等については次のとおりとする。

なお、支援対策部隊は、警察庁内部部局の職員と本県警察の職員をもって共同で編成する部隊とし、部隊の運用等については、別に定める。

1 隊員の指定

警察本部長は、あらかじめ次に掲げるところにより一般部隊の隊員を指定するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。

(1) 特別警備部隊

機動隊又は別に定める第二機動隊の中から隊員を指定するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

部隊の派遣に際し、次の班を設け、それぞれの班員をもって隊員とする。

なお、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡調整を行う特務員を置くことができるものとする。

ア 相談・防犯指導活動班

警務部及び生活安全部の警察職員の中から、班員を指定するものとする。

イ 行方不明者相談情報管理班

生活安全部の警察職員の中から、班員を指定するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

地域警察の業務に従事する生活安全部地域課及び各警察署の警察官の中から隊員を指定するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

刑事の業務に従事する刑事部及び各警察署（以下「刑事部門」という。）の警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、別表に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、鑑識の業務に従事する警察官を中心とした刑事部門の警察官の中から隊員を指定するものとする。

(6) 特別交通部隊

別表に定める基準に従い、交通の業務に従事する交通部及び各警察署の警察官の中から隊員を指定するものとする。

2 編成

警察本部長は、次に掲げるところにより、一般部隊の各隊を編成するものとする。ただし、一般部隊の連合編成は、東北管区警察局長が行う。

(1) 特別警備部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前項第1号で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。また、警察庁の指示に基づき、部隊に必要な班を設置するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前項第2号で指定した者をもって、特別生活安全部隊を編成するものとする。

相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2名として編成するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前項第3号で指定した者をもって、特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

ア 別表に定める基準に従い、前項第4号で指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

イ 特別機動捜査部隊は、被災地警察の刑事部機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。また、部隊の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前項第5号で指定した者をもって、身元確認支援部隊（1隊6人）を編成するものとする。

なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準じるもの

とする。

(6) 特別交通部隊

別表に定める基準に従い、前項第6号により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

3 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。

- (1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊 おおむね10日間
- (2) 特別機動捜査部隊 おおむね1週間
- (3) 身元確認支援部隊 被害の状況を踏まえて必要な期間
- (4) 特別交通部隊 おおむね2週間

4 運用

一般部隊の運用は、次に掲げるところによる。

(1) 本県警察が被災地警察に部隊を派遣する場合

警察本部長は、直ちに東北管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊を派遣する準備を進めるとともに、当該派遣に関して東北管区警察局に必要な連絡を行うものとする。この場合において、隣接する県において大規模災害が発生した場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても、配慮するものとする。

(2) 本県で大規模災害が発生した場合

ア 援助要求に向けての事前の連携

警察本部長は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行うものとする。この場合において、身元確認支援部隊の部隊派遣については、県内における身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で、警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

イ 部隊の運用

警察本部長は、被災等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して、派遣される部隊の活動拠点及び活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着

した直後から部隊の効果的な運用を図るものとする。

警察本部長は、部隊の派遣受け入れに際して、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、東北管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

5 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故等の防止

活動に伴う二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなど受傷事故防止を徹底するものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動

一般部隊は、被災者、行方不明者その他の被害者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うものとする。なお、広報責任者は原則として警部以上の階級にある者とする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 相談活動等の推進

(ア) 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が相談活動等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあっては、県、市町村等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

イ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力

及び制服警察官による抑止力を最大限に活用して、警戒及び警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

ウ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復及び維持するため被災地警察の刑事部機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

エ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聴取内容の誤記載や、提供をうけた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失、身元の誤確認等のないよう、保管・管理に万全を期すものとする。

オ 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等の物流に欠かせない情報であることから交通規制実施状況、道路陥没等の危険箇所の情報を積極的に広報するものとする。

6 平素の措置

(1) 関係機関、地方自治体等との連携

警察本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(2) 教養訓練の徹底

警察本部長は、一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備資機材の管理

警察本部長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機

材を常に良好に整備、管理しておくものとする。

第8 帯同広報班

1 編成及び派遣

警察本部長は、被災地警察の被災状況、派遣する部隊の規模、予想される警察措置等に照らし、効果的な広報を実施するに当たり必要と認める場合は、その都度、警察災害派遣隊に帯同させる広報班（以下「帯同広報班」という。）を編成し、被災地警察に派遣するものとする。また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ即応部隊への警務部広報相談課員の帯同についても配慮するものとする。

2 任務

帯同広報班は、派遣先の災害現場において、被災地警察が設置した災害警備本部等の指示を受け、警察災害派遣隊、被災地警察署、機動警察通信隊等と連携し、次に掲げる活動を行うことにより、被災地住民等に安心感を付与するとともに、災害警備活動への国民の理解と協力を得るものとする。

- (1) 現地で取材する報道機関の要望の把握
- (2) 広報素材の収集
- (3) 報道機関に対する広報素材の提供
- (4) 現地における取材、会見等への対応
- (5) その他警察災害派遣隊の活動の広報に関して必要な事項

3 運用

帯同広報班は、災害現場における広報に当たっては、事前にその内容について、派遣先の被災地警察が設置する災害警備本部等に報告し、必要な指示を受けるものとする。

第9 支援対策室及び支援対策部隊との連携

警察本部長は、警察庁緊急災害警備本部に設置され、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材及び燃料その他物資の調達調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

別表

山形県警察災害派遣隊編成等一覧

1 広域緊急援助隊（警備部隊）

(1) 隊員の指定

人員（人）	所属	警部	警部補	巡査部長	巡査
24	機動隊		1	2	10

機動隊 (管区機動隊)		2	9
-------------	--	---	---

(2) 班編成基準

班名	編成及び指定の基準
先行情報班	4人
救出救助班	18人
隊本部班	2人

2 広域緊急援助隊 (交通部隊)

(1) 隊員の指定

人員 (人)	所属	警部	警部補	巡査部長・巡査
13	交通機動隊及び高速道路交通警察隊		1	12

(2) 班編成基準

班名	編成及び指定の基準
先行情報班	2人
交通対策班	9人
管理班	2人

3 広域緊急援助隊 (刑事部隊)

(1) 隊員の指定

隊数	人員 (人)
2	24

(2) 班編成基準 (1隊当たり)

班名	編成及び指定の基準
検視班	10人 (隊長 (検視官, 1人)、隊長付 (警部補, 2人)、記録係 (1人)、写真係 (1人)、補助員 (3人)、指紋採取員 (2人))
遺族対策班	2人

4 緊急災害警備隊

人員 (人)	所属	警部	警部補	巡査部長・巡査
24	機動隊 (管区機動隊)	1	2	21

5 特別機動捜査部隊

車両 (台)	人員・二交替	人員・三交替

1	4	6
---	---	---

6 特別交通部隊

人員 (人)	
12	